

「金融庁におけるサステナブルファイナンスの取組みについて」

金融庁長官 中島 淳一

はじめに

○ みなさん、こんにちは。金融庁の中島です。

本日はサステナブル・ボンド・カンファレンスの開催にあたり、講演の機会をいただき、主催者の森田会長はじめ日本証券業協会の皆様及び国際資本市場協会（ICMA）の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本日は、サステナブルファイナンスに関する最近の国際的な動向、そして金融庁の取組みについてお話しさせていただきます。

国際的な動向

○ まず、世界各地で大雨、干ばつなどの自然災害や異常気象が相次ぎ、気候変動対応が喫緊の課題となっています。一方で、ロシアによるウクライナ侵略によってエネルギー安全保障をめぐる状況は一変しました。このため、エネルギーの安定供給を確保しながら、2050年カーボンニュートラルを実現していくことが重要です。金融面からは、これまで日本が提唱してきた脱炭素の社会経済構造への円滑な移行を支えるトランジション・ファイナンスの役割が高まっていると考えます。

○ こうした中、現在 COP27 がエジプトで開催されております。9日にはファイナンス・デイとして、金融に焦点を当てた議論が行われました。公的資金と民間資金とのブレンデッド・ファイナンスやキャパシティ・ビルディングが1つのテーマとなり、脱炭素化を実行に移していくための取組みについて活発な議論が行われました。例えば、カーボンニュートラルに向けた投融資を行うための判断材料としてのデータの整備、国際的にデータをどのように集約・見える化していくのかも論点となりました。

金融庁の4つの取組み

- このような動きの中で、本日は本フォーラムのテーマであります「サステナブル・ボンド」の市場拡大に向けた、金融庁の4つの取組み、すなわち、第1に企業開示の充実、第2に市場機能の発揮、第3に社会課題解決に向けた取組み、最後、第4に専門人材の育成について、ご紹介します。

企業開示の充実

- まず、1点目の企業開示の充実については、昨年6月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、東証プライム市場上場会社に対して、TCFDに基づく開示の質と量の充実を促しています。
- また、本年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえ、有価証券報告書に気候変動対応や人的資本といったサステナビリティ情報の記載欄を新設します。11月7日には、これに関する内閣府令の改正案を公表しました。今後、パブリック・コメントを経て最終化し、来年2023年3月期の有価証券報告書からの適用を予定しています。
- 特に、人的資本については、岸田政権が進めている「新しい資本主義」において、「人への投資」の抜本強化が重要な柱と位置付けられています。国内で開示ルールを整備するとともに、国際的なルール形成においても、今後、主導的な役割を果たしていきたいと考えています。

市場機能の発揮

- 次に2点目、市場機能の発揮については、2つご紹介したいと思います。
- まず、ESGの情報プラットフォームについてです。本年7月、日本取引所グループ(JPX)と連携して、ESGに関する投資や資金調達を後押しするため、

ESG 投資情報を集約・可視化する「情報プラットフォーム」を立ち上げました。まずは公募 ESG 債を対象に、発行額、利率といった基礎的情報や、発行企業の経営・ESG 戦略、外部評価取得状況を一元的に集約したものとなっており、今後の拡充も検討されています。

○ 次に、ESG 評価の質の向上についてです。

ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家による利用が急速に広がっている ESG 評価やデータ提供を行う機関について、評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっていました。そこで金融庁では、証券監督者国際機構（IOSCO）が昨年 11 月に公表した報告書も踏まえて、有識者会議で検討を行い、本年 7 月、原則主義（プリンシプルベース）の行動規範案を公表しました。日本でサービスを提供する国内外の ESG 評価・データ提供機関に、この行動規範への賛同を促し、各主体の創意工夫により、ESG 評価の質の向上を実現していきたいと考えています。今後、本年中に文書を最終化し、来年半ば頃に賛同する機関の状況を公表することを目指しています。

また、ESG 評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、評価の対象となる企業や投資家による対応も重要です。このため、行動規範では企業や投資家への提言もあわせて公表していますので、発行体企業や投資家の皆様にもご参照いただければと思います。

社会課題の解決

○ 3 点目、金融庁では気候変動以外の社会課題の解決にも取り組んでいます。まず、足もとで拡大がみられるソーシャルボンドについて、本年 7 月に「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例示文書」を公表しました。適切な指標を用いた開示を発行体に促すことで、ソーシャルボンド市場の拡大の一助になることを期待しています。

○ また、投資収益の確保に止まらず社会的課題の解決を目指す「インパクト投資」の拡大についても取組みを進めていきたいと考えています。インパクト投資の残高については日本でも増加傾向にありますが、ほかの先進国に比べて投資規模が小さく、その更なる拡大が課題となっています。

そのため、金融庁では10月に有識者による「インパクト投資等に関する検討会」を立ち上げ、

- ・ 投資収益と社会的効果の関係性に基づくインパクト投資の類型化や
 - ・ 対象事業の選定、社会的効果の計測、資金調達の際の開示といった投資や開示を進めるうえでの実務的指針
- などについて検討を進めています。

専門人材の育成

○ 最後に4点目ですが、サステナブルファイナンスを担う専門人材の育成が喫緊の課題となっています。

このため9月の金融庁サステナブルファイナンス有識者会議において、実務的に必要とされる知見・技能の一覧（スキルマップ）の素案を公表しました。今後、金融関係団体等と連携し、新たな民間資格試験の創設や、大学におけるサステナブルファイナンスに関する授業の拡充や教材の提供を進めていきたいと考えています。

結び

○ 終わりに、金融庁としては、これらの取組みにより、「サステナブル・ボンド」市場の健全な発展を促していきたいと考えています。本日、フォーラムにご出席の皆様が、「サステナブル・ボンド」を通じて持続可能な社会の形成に大きく貢献していくことを期待して、講演の結びとさせていただきます。ありがとうございました。

（以 上）